

一 平成14年度決算の背景

1 国の経済財政運営と経済の動向

平成14年度の我が国経済については、年初来の輸出の増加や生産の持ち直しの動き等により、景気に一部持ち直しの動きが見られるものの、年後半にかけて米国経済への先行き懸念や株価低迷の影響等が最終需要の下押し要因となり、年度後半はほぼ横ばいで推移しました。政府は、民間需要主導の本格的な回復軌道に乗せるため、平成14年6月に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」を策定し、平成14年10月には、日本経済再生のための政策強化として、「改革加速のための総合対応策」をとりまとめました。

さらに平成14年12月には、この総合対応策を補完・強化する「改革加速プログラム」を策定して、平成14年度補正予算を成立させました。

今後、不良債権処理の加速に伴う影響等はあるものの、企業部門も緩やかに回復し、我が国経済は民需中心の緩やかな回復へ向かっていくと期待されています。

平成14年度の国内総生産の実質成長率は、当初政府経済見通しの0.0%を1.5ポイント上回る1.5%の上昇(速報値・前年度1.4%減少)となり、また、物価面においては、消費者物価が0.8%の減少(同・前年度1.0%減少)、企業物価が1.7%の減少(同・前年度2.4%減少)となりました。

2 国の地方財政対策

平成14年度の地方財政対策は、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえて、歳出面においては、歳出全般にわたり徹底した見直しを行うことにより歳出総額の抑制に努める一方、当面の重要課題である個性ある地方の活性化、循環型社会の形成、少子・高齢化への対応等に財源の重点配分を図ることとしました。一方、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と地方交付税の所要額の確保を図ることを基本に、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、地方財政の運営上支障が生じないよう補てん措置等が講じられました。その概要は次のとおりです。

(1) 恒久的な減税に伴う地方財政への影響額については、地方税の減収分は、国と地方のたばこ税の税率変更による地方たばこ税の増収措置、法人税の地方交付税率の引上げ、地方特例交付金及び減税補てん債の発行により補てんするとともに、地方交付税の減収分は、国と地方が折半して負担する。

(2) 恒久的な減税に伴う影響額以外の地方財政不足額について、建設地方債(財源対策債)の増発等を除いた残余については国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については地方財政法第5条の特例となる地方債(臨時財源対策債)により補てんする。

また、臨時財源対策債の元利償還金相当額については、その全額を後年度地方交付税の基準財政需要額に算入する。

(3) 公債費負担の軽減を図るため、普通会計における高利の公的資金に係る地方債の特別交付税措置及び一定の公営企業金融公庫資金の借換え措置を講じる。

(4) 地方債については、地方財源の不足に対処するための措置を講じる。

等の方針に基づいて、平成14年度の地方財政計画(87兆5,666億円、対前年度比1.9%減)及び地方債計画(16兆5,239億円、対前年度比0.1%増)が策定されました。

また、政府は、我が国経済を民需中心の本格的な回復軌道に乗せ、平成15年度の国内総生産の実質成長率を0.6%程度とするため、引き続き「改革なくして成長なし」との基本的な考え方に立って、構造改革を一体的かつ整合的に実行することとしています。